平成２１年（フ）第４１８号
熊本市帯山３丁目１番１―202号
債務者　成田　誠一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４２４号
熊本市野中２丁目５―36、住民票上の住所熊本市大江１丁目35番２―７号
債務者　松村　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４４９号
熊本市長嶺西２丁目11番12　コーポ皆幸Ｃ棟205号
債務者　若杉　昌二
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４８３号
熊本市富合町志々水229番地
債務者　太田黒桂治
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５６５号
熊本市野中３丁目４番56号　ウィルモア野中ガーデンＡ棟102
債務者　髙橋加代子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５９５号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾6228番地
債務者　上田　美紀
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６０３号
熊本市池田１丁目20番65号　シャトーかんかん坂302号
債務者　廣津美邦子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６１２号
熊本県菊池市泗水町永4296番地２
債務者　畑上　浩司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８３号
宮崎県日向市曽根町１丁目189番地
債務者　近藤　和枝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第８３号
石川県加賀市冨塚町チ76番地７鹿野ビル301号室
債務者　味処佗助、スタジオＫこと　原田　和人
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２９０号
福井県鯖江市下野田町第５号３番地８
債務者　川崎美恵子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
長野県大町市常盤3486番地292
債務者　伊藤　雅道
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１９７号
長野県松本市平田東１丁目４番４号
債務者　大和美奈子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２２３号
長野県木曽郡木曽町福島6229番地２　県営住宅福島団地２棟105号
債務者　加納　和宏
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２００号
兵庫県伊丹市池尻１丁目196番地　パストラル昆陽716号
債務者　宮本建設こと　宮本　敏明
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２０１号
兵庫県伊丹市池尻１丁目196番地　パストラル昆陽716号
債務者　井上　奈香（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５３３号
兵庫県西宮市段上町８丁目10番10号
債務者　岡本　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７号
山口県熊毛郡平生町大字平生村883番地３、住民票上の住所山口県柳井市伊陸6270番地１
債務者　山本知佐子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
山口地方裁判所岩国支部